## 観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 観光文化スポーツ部の所管する公の施設の指定管理者の候補者の選定を適正に実施するため、観光文化スポーツ部指定管理者の候補者選定委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(組織)

- 第2条 委員会は、外部委員を含む委員5名以上をもって組織し、次に掲げるものの中から 選任する。ただし、委員の過半数は外部委員とする。
  - (1) 観光文化スポーツ部次長(施設を所管する所属の課を担当する次長)
  - (2) 施設を所管する所属の課長
  - (3) 外部の有識者
  - (4) 公募に応じた者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、委員長が指名した者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任日から令和8年3月31日までの期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員長は観光文化スポーツ部次長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員 がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(審査)

第6条 委員会は、観光文化スポーツ部所管の公の施設に係る指定管理者の指定の申請を したものについて、選定基準等に基づき審査し、知事に意見を述べるものとする。

(関係職員の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明 を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光戦略課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日をもって、その効力を失う。